平成２３年（フ）第１３３５０号
東京都三鷹市中原３丁目13―２―611
債務者　川原　高子（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３５２号
東京都台東区千束３丁目17―７―202
債務者　山下悦子こと　吉川　悦子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３５５号
千葉県八街市朝日283―４
債務者　森田　　毅
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３５６号
東京都杉並区上高井戸１丁目18―12―203
債務者　山口　早苗（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３６０号
東京都練馬区関町南４丁目14―43―201
債務者　小松　惠里
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３７５号
東京都東大和市南街６丁目20―４―202
債務者　藤本　善弘
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３７６号
東京都青梅市友田町２丁目114―１―203
債務者　山本　恭一
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３７８号
千葉県千葉市緑区高田町1974
債務者　田熊　幸江（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３８１号
千葉県浦安市富岡３丁目３－Ｆ―411
債務者　銅玄　寿子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３８３号
東京都杉並区方南２丁目12―31
債務者　小室　　明
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３８４号
東京都北区赤羽台２丁目３－１―211
債務者　アラネダ友香子（旧姓阪口）
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３８８号
東京都墨田区東向島５丁目14―６―102
債務者　堀口　俊夫
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３９０号
埼玉県越谷市千間台西６丁目９―12　大武ハイツＢ101
債務者　三浦　慎治
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３９１号
埼玉県さいたま市見沼区大字南中野727―６
債務者　平出　　学
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３９３号
東京都立川市若葉町１丁目13―２―27―402
債務者　千葉　正親
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３９６号
埼玉県さいたま市桜区宿372―１、住民票上の住所東京都板橋区中台１丁目18―５
債務者　後藤　　聰
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部